

令和5年第5回

東大和市農業委員会議事録

令和5年5月25日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

令和5年第5回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和5年5月25日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第10号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第11号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第12号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの
証明願いについて
日程第7 議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての
証明願いについて
- 5 出席委員(13名)
 - 1番 鈴木 哲
 - 2番 比留間 淳 二
 - 3番 西川 慶 子
 - 4番 内野 芳 夫
 - 5番 原 正 男
 - 6番 森 田 良 子
 - 7番 町 田 悦 郎
 - 8番 岸 光 敏
 - 9番 杉 本 実
 - 10番 岩 田 高 雄
 - 11番 和 地 毅
 - 12番 橋 本 訓 夫
 - 15番 大 熊 和 春
- 6 欠席委員(2名)
 - 13番 小 林 由美子
 - 14番 大 羽 敬 子
- 7 出席した職員
事務局長 佐 伯 芳 幸 係 長 眞 中 教 雄
- 8 会議の結果
報告第10号～12号について、専決処理を確認した。

議案第11号～12号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は、小林委員と大羽委員からご欠席の連絡があり、13名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより令和5年第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたします。

佐伯事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第7までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第10号 農地法第3条の規定による届出6件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第11号 農地法第4条の規定による届出6件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第12号 農地法第5条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い1件についてご審議いただきます。ただし、本日午前中に新たに同証明願いの申請があり、相続税の報告期限も迫っていることから、揃えられる資料を基に1件追加してご審議いただきますよ

う議題を追加させていただきました。

日程第7、議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、11番、和地毅委員、12番、橋本訓夫委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。(会長)報告

◎報告第10号

議長 続いて、日程第3、報告第10号 農地法第3条の規定による届出6件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係長 (議事日程に基づき報告6件)

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第10号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 2番の案件ですが、おふたりが4分の1ずつ相続されておりますが、2分の1を相続されている奥様から届出はなかったのでしょうか。

係長 はい、届出はございません。

町田委員 前回の会議でこの件をやりませんでしたか。

係 長 はい、前回の総会で審議いただいた案件は、被相続人から子と養女に4分の1ずつ相続された案件と承知しておりますが、立野3丁目の筆については、奥様が既に2分の1を相続されており、残りの2分の1を子と養女の2人が4分の1ずつを相続したという届出がひとつ、桜が丘4丁目の筆については子と養女に2分の1ずつ直接相続されております。

先月の総会で皆様よりいただきました、本件への質問やご懸念について東京都農業会議に確認をしたところ、奥様以外の子が4分の1ずつを相続することについて、何ら問題ないとの回答をいただきました。

また、本事案について届出者2名と税理士を交え説明したところ、今のままでよい、とご本人の意思確認をさせていただきましたので、このまま取り扱いをいたします。

以上でございます。

議 長 他にご意見、ご質問はございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第11号

議 長 続いて、日程第4、報告第11号 農地法第4条の規定による届出6件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき報告6件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第11号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第12号

議 長 続いて、日程第5、報告第12号 農地法第5条の規定による届出1件について専決

処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき報告1件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第12号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員 届出のあったこの農地は、一般農地ですか、生産緑地ですか。

事務局長 一般農地です。

町田委員 はい、わかりました。

議 長 他にご質問等ございますか。

大熊委員 この表をみますと、それぞれに持ち分が細かく記載がありますが、2筆それぞれがこの持ち分で所有しているということでしょうか。

事務局長 はい、その通りです。それぞれの筆ごとの持ち分となっています。

大熊委員 はい、わかりました。

議 長 他にご質問等ございますか。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第11号

議 長 続きまして、日程第6、議案第11号、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 （議事日程に基づき説明1件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事の状況について報告を求めます。

奈良橋地区担当、岸委員。

岸委員 報告いたします。

被相続人につきましては、生前農業に従事していたことを報告いたします。

以上でございます。

議 長 報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 2点ほどございます。先ず、別紙で配布いただいている資料の写真ですが、植木畑についても納税猶予の対象と解釈をされているかと思いますが、この農地についてどのように判断するかということ。

もう一点は、生産緑地内に除外部分がありますが、ここはコンクリート敷きになっています。生産緑地として残したいが、コンクリート敷きなので納税猶予からは外したいとのこと。生産緑地法においては一定の制限の中でのみコンクリート敷きが認められるものなので、生産緑地として残すのであればコンクリートを全てはがしてもらわなければならないと思います。

議 長 事務局より回答いたします。

係 長 それでは資料に基づきご説明申し上げます。

先ず、苗木の植えられている農地については国税庁のホームページにも記載がある通り納税委猶予の対象になるとのことです。

また、実際に植えられている樹木が販売目的であるかについては、現地調査の当日、申請者本人に確認したところ写真にある大きな樹木についても希望があれば販売するとの話を伺っております。従って農地として何ら問題ないと解釈しております。

もう一点のコンクリート舗装面については、過去生産緑地法においては生産緑地の対象にはならないと規定があったと認識しておりますが、その後農林水産省からの通知でコンクリート敷きであっても一律農地でないと扱うことは適切でないとの見解が示されております。その使用目的に応じて生産緑地内であっても舗装されていても問題ないと解釈されております。

これを根拠に今回申請の農地については、植木の搬出、搬入など農作業に必要な通路と事務局で判断した次第です。

町田委員 今の話ですと、植木を育成する目的で苗木を植栽し、かつ苗木の育成について適切な肥培管理を行う土地については農地に該当するとのことでした。

しかしながらこの写真をみると、明らかに苗木ではなく成木だと思われます。また、ここには庭用の石なども置いてあり、植木を販売する目的で苗木の育成をしているとは見えないのです。

もう一点、コンクリート敷きの部分ですが、ハウスとの隙間部分の面積は良いとの解釈ですが通路全てをコンクリート敷きにして良いとの解釈は国から出ていないと思われますが如何ですか。

係 長 通知のなかで進入路の用地部分を一律農地として扱わないのは適切でない、との記載がありますので、進入路との位置づけであれば問題ないと解釈しております。

町田委員 以前、高木地区の事例で砂利敷きの部分を全て除却していただき、畑地に戻していただいたことがあります。従って生産緑地の中にこのような規模の通路があり、家に入る通路か進入路なのかがあいまいなものを行政として生産緑地として明解に認めてよいのか疑問に思います。

要は、苗木を植栽して育成するという事なのか、既に育成された植木を展示販売する目的なのか、どちらなのかということです。

係 長 苗木といわれるものの定義、例えば何センチ以下とかの決めがあるかということですか。

町田委員 それは無いと思いますが、一般的に苗木といわれるものは、整列して植えるものだと思います。今回の場所は雑然と多種の樹木が植えられており、苗木畑との認識からかなりかけ離れていると感じるのです。

何を言いたいかと言うと、私たちが認定するのは構わないのですが、税務署が最終判断するので、3年後、5年後に認定されないと相続税と利子税を払わなければならないリスクがある訳です。

私たちの判断が本当に正しいか、税務署が調査に行ったときに覆ってしまわないようにしっかりおさえておく必要があるのです。

係 長 今回、現地調査の際には、申請者本人と確認の上、すべての植木については苗木を育成し販売用であると本人から申し出をいただき確認をしております。その申し出を信用したうえでこの資料を作成しております。

従って万が一、税務署でこの申請が否と言われた場合は本人の申告内容に誤りがあったのか、それを受けいれなかった税務署の判断になろうかと思えます。

町田委員 私たちは現場確認しており、国税庁の基準に従って可否の判断をしている訳なので、それが正しいのかが大変気になるところです。個人的には税務署が納税猶予農地と認めないと思いますよ。

係 長 その判断については、税務署と申請者の間の話なので我々はあくまでも本人の申請に基づく内容で農地として判断させていただいた訳です。

町田委員 では、本件は事務局判断でいくのか、この委員会で判断するのかどちらですか。

係 長 もちろん、委員会で判断いただくべき内容と理解しております。

杉本委員 私は現地調査に行きましたが、かなり判断に迷う案件と感じました。かなりの大木についても販売すると本人は仰っておりましたが、素人目には無理だとも感じたのが事実です。

また、植木以外にも販売目的の石や灯籠なども置いてありますが、これは移動可能ですが本来の農地としてどうなのか迷うところではあります。

個人的には納税猶予の農地として認めるのはちょっと難しいのではと思います。

あと、以前看板の配置してあった土台については申請時に除去するとのことですが、いつまでにとの時期については如何なのですか。

係 長 現地調査の際、皆様からもご指摘をいただきましたので、事務局からご本人に対して除去していただくようお願いしましたが、その時期について明確な依頼はいたしておりません。場合により土台部分については、面積から除外するというのも一つの考え方だと思います。

大熊委員 以前から疑問に思っているのですが、農地を見て雑草がないから、また植木であれば小木を育てていることが判断材料になるのだと思いますが、この届出の目的は適格者であることの判断であります。きちんと耕作をしているのか否かを判断するもので、例えば畑であれば野菜の植え付けがされ収穫されており、肥培管理が適切に行われていれば良いわけですが。今回の申請者の場合は、その対象が植木ですのでその管理がきちんと行われているか否かが第一かと思います。

今回の現地調査の際に、農地を見るだけで終わったのか、被相続人がしっかり農業経営をしていたかを相続人に確認したのでしょうか。写真を見る限りあまり手入れがされていると思えないのですが。

議 長 私が発言するのもおかしいですが、参考までにお話しします。私も植木をやって

おり、また、結構頻繁に対象農地の横を通りますが、定期的に植木鉋や機械で剪定を行うなど手入れはされており、下草などの雑草も処理されています。

また、長年植えたままで放置され、販売もしていないのかと思われるでしょうが、植木の場合はどんなに成長して高くなっても苗木なのです。申請者については施肥や剪定をしているのは事実です。

植木畑については、納税猶予について国税に細かい規定があります。議長である私がこれ以上説明するものもどうかと思いますが、実は植木業者に対する納税猶予の法律は度々変わっています。

令和2年以前の法律では、植木畑については生産緑地として納税猶予の対象となっていますが、苗木一本一本に値札を付けていた場合には、販売目的になるので農地には該当しないとされておりました。実際の事例も紹介されており、東村山市の事例が掲載されておりました。

その後、現在の納税猶予の法律では、値札を付けても納税猶予の対象となると変更されています。また、植木屋は当然造園もするので、樹木のみでなく石や灯籠なども欲しいという場合の為に見本程度に置くのは問題ないとの見解が変わっています。

本件について、他市の事例も聞いたところ、舗装の道路の件も全く問題ないとのことでした。また、国税にも確認をしたところその回答はあいまいではありますが、問題なしとのことでした。詳しい資料があるので、必要な方は申し出てください。

先ほども申し上げたとおり、低木であっても高木であっても苗木として認められており、農地として生産緑地、納税猶予対象農地としてよろしいと思います。

一か所だけ、看板のあった基礎のコンクリートを撤去することですので、期限は定めておりませんが、然るべき時期に撤去いただくよう見守っていきたいと思います。

町田委員 あと一点だけ、写真に建物が写っていますが、これは今後撤去するということですか。

係 長 現地調査の際には、この建物については既に撤去されており、更地になっておりました。

杉本委員 今、会長から細かい条件を伺ってある程度は理解をしましたが、一般の野菜栽培農地とかなり条件が違うので、判断に迷うことが多分にあります。今後、このような案件に際しては、資料をいただくと理解が早まると考えます。

議 長 事務局で配布した国税庁の資料に納税猶予の対象になるか否かの基準が、その形態により細かく記載されており、植木業者に対しては細かく分類されております。

本件の事案については、植木業者の多い他市の農業委員会にも意見を聞きましたが、特に問題ないと個人的には判断いたします。

内野委員 この方の自宅通路はどこにありますか。

係 長 自宅の脇に道路に出る通路は確保されており、図面の斜線が引かれている通路は、あくまでも苗木を搬出入するためのものです。

議 長 他にご質問はありますか。特にないようですので採決を行います。

適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行することに決定いたします。

議 長 続いて会議の冒頭事務局長より案内がありましたが、本日、急遽適格者証明の発行依頼がありました。

事務局より内容について説明いたさせます。

佐伯事務局長。

事務局長 それではご説明いたします。

申請者につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の妻であります。特例適用農地につきましては、上北台1丁目にございます畑10筆、合計面積は、6,685.52㎡で農地の場所は市境となります。

栽培品目としては、トマト、キュウリ、インゲン、エダマメ、トウモロコシ、ジャガイモ、タマネギ、スナップエンドウ、ニンニク、ショウガなどの多品種が栽培されておりました。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

書類が一部欠けておりますが、本農地はきれいに管理、栽培されております。毎日見ておりますが、肥培管理は適切に行われていると判断できます。

何かご質問はありますか。

町田委員 写真にある直売所は、どこに位置していますか・

係 長 一番南側の筆の西側の角になります。

町田委員 では、その筆の中の除かれている部分が直売所なのですね。

係 長 面積は事務局員が簡易に実測したところ、152.23㎡となっています。

議 長 直売所の面積と直売所を囲む駐車場の面積はしっかり確認されているようですね。
他にご質問はありますか。

(意見するものなし)

特にないようですので採決を行います。

適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行することに決定いたします。

事務局長 冒頭申し上げたとおり、一部書類が欠けておりますが、書類が揃い次第内容を確認し、その結果について6月の総会に報告いたします。

◎議案第12号

議 長 続きまして、日程第7、議案第12号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明1件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

説明のとおり、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

本事案は、説明のとおり、申請者の父が生前に農業に従事していたかをご判断していただくものです。

生前、申請者の父が営農していたかどうかについて、地区担当員の意見を求めます。

地区担当員から被相続人の農業従事の状況について報告を求めます。

奈良橋地区担当、岸 光敏委員。

岸 委 員 はい。それでは報告いたします。

申請者の父につきましては、生前農業に従事していたことをご報告いたします。
以上です。

議 長 ただいま地区委員から報告いただきました。

現地の情報と併せて、ご意見、ご質問があればお受けいたします。

(意見するものなし)

特にないようですので採決を行います。

適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定
いたします。

◎閉 会

議 長 以上で全日程を終了いたしました。

これにて定例総会を閉会いたします。

(午後 3時27分)